

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ウイングマーケットセンター
所在地 上越市大字富岡字五田所256番地
設置者 株式会社パティオほか6者

- 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（開店時刻及び閉店時刻の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成24年11月30日

- 3 意見の概要

- (1) 上越市からの意見の概要

意見なし

- (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

- 5 縦覧期間

平成25年4月12日から平成25年5月12日まで